

保護者各位

札幌市子ども未来局長

まん延防止等重点措置の解除に伴う児童会館等の事業再開等について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という。）の運営に対し、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、札幌市を含む北海道全域に適用されておりました「まん延防止等重点措置」については、3 月 21 日（月・祝）をもって解除されることとなりました。

つきましては、これまで行ってまいりました、可能な範囲での家庭保育へのご協力をお願いを終了するとともに、休止していた児童会館等の各事業について、下記の通り再開いたしますので、お知らせいたします。

併せて、「新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」についても、変更を行いましたので、下記の通りお伝えいたします。

引き続き、感染拡大防止に留意のうえ、児童会館等の運営を行ってまいりますので、保護者各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育の協力依頼の終了について

これまで行ってまいりました「可能な範囲での家庭保育への協力依頼」については、まん延防止等重点措置の終期である 3 月 21 日（月・祝）をもって終了いたします。

2 児童会館等の事業の再開について

3 月 22 日（火）以降、これまで休止しておりました以下の事業を再開いたします。

今回再開する事業

自由来館、子育てサロン（児童会館型）、ふりーたいむ（中高生の夜間利用）

3 「新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準」の変更について

まん延防止等重点措置の解除等を踏まえ、利用停止等の基準のうち、以下の項目を変更いたしましたので、変更後の基準をお送りいたします。

【今回変更した項目】

- ・児童の同居者が濃厚接触者又は感染の可能性のある方に指定された場合（削除）
- ・児童の同居者が PCR 又は抗原検査を受検する場合（削除）

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989